

## 1 基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額（※）の範囲等の引下げ

## (1) 基本手当の日額の最高額及び最低額

	現 行	変 更 後
最高額	受給資格に係る離職の日における年齢に応じ、次のとおり。	
	① 60歳以上65歳未満 6, 7 7 7 円	→ 6, 7 5 9 円
	② 45歳以上60歳未満 7, 8 9 0 円	→ 7, 8 7 0 円
	③ 30歳以上45歳未満 7, 1 7 0 円	→ 7, 1 5 5 円
	④ 30歳未満 6, 4 5 5 円	→ 6, 4 4 0 円
最低額	1, 8 6 4 円	→ 1, 8 5 6 円

## (2) 基本手当の日額の算定に当たって80%を乗ずる賃金日額の範囲、80%から50%までの範囲で遡減する率を乗ずる賃金日額の範囲及び50%を乗ずる賃金日額の範囲

→ 別紙のとおり引き下げられる。

(例)

賃金日額が6,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

(現行) (変更後)

4, 4 5 8 円 → 4, 4 5 5 円

賃金日額が9,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

(現行) (変更後)

5, 5 5 0 円 → 5, 5 4 1 円

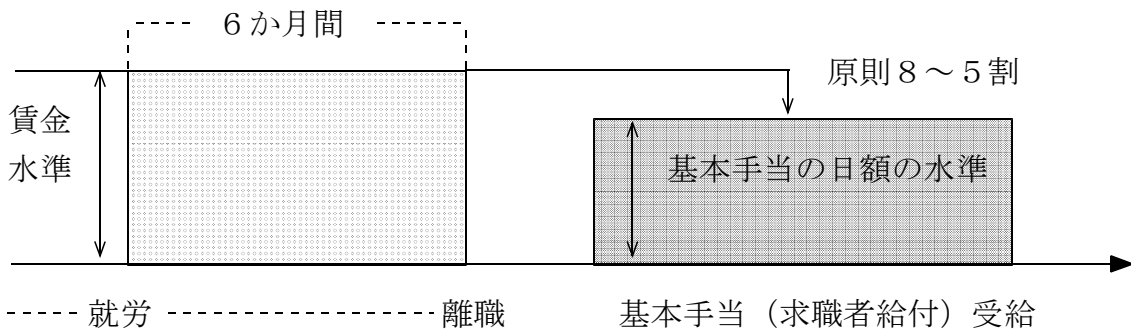
※ 賃金日額と基本手当の日額の関係



- ① 基本手当（求職者給付）の1日当たりの支給額を基本手当の日額という。
- ② 基本手当の日額については、離職前6か月間の平均賃金額を基に計算され、この離職前6か月間における1日当たりの平均賃金額を賃金日額という。
- ③ 基本手当の日額は、

$$\text{賃金日額} \times \text{給付率 (80\sim 50\%)}$$

賃金水準が低いほど高い給付率となる。  
具体的な給付率は、別紙参照。

となる。



- 1日当たりの  の額： 賃金日額
- 1日当たりの  の額： 基本手当の日額

2 失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額(※)の引下げ

平成24年8月1日以後、

1,299円 → 1,296円 と引き下げられる。

(例) 賃金日額7,000円、基本手当の日額4,901円の者(60歳未満)が、失業の認定に係る期間(28日間)中に2日間内職し、内職により6,000円を得た場合の認定期間(28日分)の基本手当の支給額

1日当たりの減額分は、

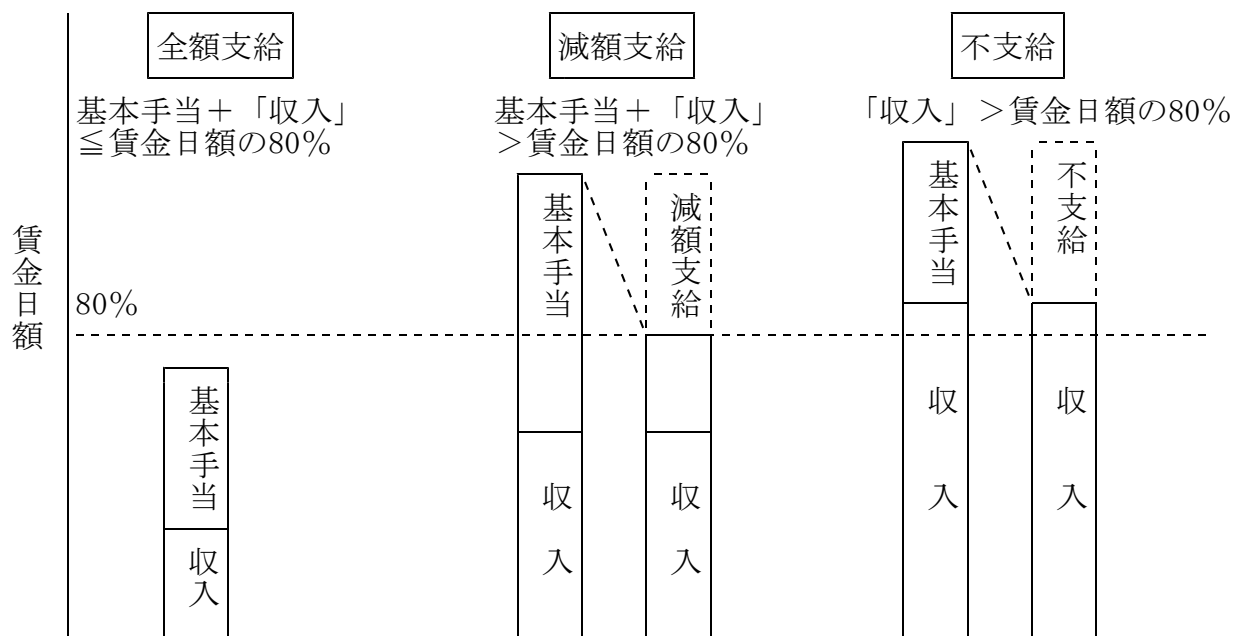
$$[(6,000円/2 - 1,296円) + 4,901円] - 7,000円 \times 80\% = 1,005円$$

基本手当の支給額は、

$$4,901円 \times (28日 - 2日) + (4,901円 - 1,005円) \times 2日 = 135,218円$$

※ 控除額とは、

- ① 失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合、収入から控除額を控除した額と基本手当の日額との合計額が賃金日額の80%相当額を超えると、当該超える額のみだけ基本手当の日額は減額される。
- ② 上記収入が賃金日額の80%相当額を超えると、基本手当は支給されない。



(注) 1 「収入」 = 「収入の1日分に相当する額」 - 1,296円 (改正後)

2 説明図中の「基本手当」とは「基本手当の日額」のことである。

### 3 高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額（※）の引下げ

平成24年8月以後、

344,209円 → 343,396円 と引き下げられる。

※ 支給限度額とは、

- ① 支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるときは、高年齢雇用継続給付は支給されない。
- ② 支給対象月に支払われた賃金の額と高年齢雇用継続給付との合計額とが支給限度額を超えるときは、  
 $(\text{支給限度額}) - (\text{支給対象月に支払われた賃金の額})$   
が高年齢雇用継続給付の支給額となる。

